

笠間市議会予算決算委員会総務企画分科会記録

令和8年3月3日 午前9時58分開会

出席委員

委員長	川村和夫君
副委員長	河原井信之君
委員	坂本奈央子君
〃	田村幸子君
〃	西山猛君
〃	大関久義君

欠席委員

なし

出席説明員

会計管理者	鶴田宏之君
環境推進部長	小里貴樹君
監査委員事務局長兼公平委員会事務局長	細谷敦君
監査委員事務局長補佐	鈴木行男君
会計課長	塩畑猛君
会計課主査	海老澤仁君
環境政策課長	大内光広君
環境政策課長補佐	持丸博之君
脱炭素推進室長	藤枝諭君
環境政策課G長	友部賢一君
資源循環課長	成田崇君
資源循環課長補佐	友部光治君
資源循環推進室長	安齋岳美君
環境センター所長	柏崎泉君
資源循環課G長	川末洋行君
資源循環課G長	水越禎成君
議会事務局次長	石井謙君
議会事務局次長補佐	鶴田貴子君
議会事務局主査	上馬健介君

出席議会事務局職員

議会事務局次長 石井 謙
次長補佐 鶴田 貴子

議事日程

令和8年3月3日（火曜日）

午前9時58分開会

1 開会

2 案件

(1) 付託案件の審査

・議案第20号 令和8年度笠間市一般会計予算

午前9時58分開会

○川村委員長 少々時間が早いですが、皆さんおそろいなので、始めさせていただきます。おはようございます。昨日に引き続きよろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は6名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから予算決算委員会総務企画分科会を再開いたします。

議案第20号 令和8年度笠間市一般会計予算の議案説明のため出席を求めた者は、資料のとおりであります。また、議会事務局より石井次長、鶴田次長補佐が出席しております。

本日の会議の記録は、鶴田次長補佐にお願いいたします。

本日、傍聴の申出がありましたので、御報告いたします。

○川村委員長 初めに、監査委員事務局所管の審査に入ります。

歳入、歳出予算と続けて説明願います。

監査委員事務局長細谷 敦君。

○細谷監査委員事務局長兼公平委員会事務局長 監査委員事務局長兼公平委員会事務局長の細谷です。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、公平委員会予算の説明をさせていただきます。

議案書22ページを御覧ください。

22ページの歳入となります。

一番上の13款分担金及び負担金、1項負担金、1目総務費負担金、1節公平委員会費負担金1万円は、公平委員会を共同設置します笠間地方広域事務組合から収入する負担金でございます。

次に、支出でございます。

議案書76ページを御覧ください。

76ページの中段を御覧ください。2款総務費、1項総務管理費、11目公平委員会費34万4,000円のうち、主なものにつきましては、1節の公平委員3名分の日額報酬や8節旅費でございます。また、18節負担金補助及び交付金は、茨城県、関東、全国を単位組織しております各公平委員会連合会への負担金でございます。

続きまして、監査委員事務局予算について説明させていただきます。

歳入はございませんので、歳出のみの説明となります。

議案書94ページを御覧ください。

94ページの下段になります。2款総務費、6項監査委員費、1目監査委員費3,006万8,000円のうち、監査委員事務局の人件費を除く主なものにつきまして、1節の監査委員3名の月額報酬や、95ページになります。95ページの8節旅費となります。

11節役務費は、監査委員のタブレット利用による通信料でございます。また、18節負担金補助及び交付金は、茨城県、関東、全国を単位に組織しております各監査委員会に対する負担金でございます。

以上で説明を終わりとなります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○川村委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

入替えのため、暫時休憩いたします。

午前10時02分休憩

午前10時03分再開

○川村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、会計課所管の審査に入ります。

歳入、歳出予算と続けて説明願います。

会計課長塩畑 猛君。

○塩畑会計課長 議案書の会計課所管について御説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、41ページをお開き願います。

上から3段目でございます。21款諸収入、2項市預金利子、1目市預金利子、1節市預金利子104万1,000円は、歳計現金の預金利子でございます。

次に、43ページをお開き願います。

21款諸収入、4項雑入、5目雑入、2節雑入3億9,919万2,000円のうち、会計課所管分

は、48ページをお開き願います。詳細は、説明枠の中段の部分になります。収入印紙売りさばき代1,692万円、収入印紙販売手数料65万4,000円、収入証紙売りさばき代616万円、収入証紙販売手数料20万3,000円、2,393万7,000円でございます。

次に、歳出につきまして御説明申し上げます。

61ページをお開き願います。

2款総務費、1項総務管理費、4目会計管理費、令和8年度予算額は4,343万7,000円でございます。会計管理費の主なものを説明させていただきます。

1節報酬の予算額213万9,000円は、会計年度任用職員2名分の報酬でございます。

次に、10節需用費の予算額2,336万9,000円は、主に消耗品費2,316万1,000円の収入印紙、収入証紙の購入代金などでございます。

次に、11節役務費の予算額1,264万2,000円は、主に手数料でございますが、昨年度から見て248万8,000円の増額になっております。減額期間終了による振込手数料が248万1,000円の増額となっているためでございます。

次に、12節委託料の予算額393万8,000円の主なものは、収納事務委託料220万円と岩間支所公金保管運搬業務委託料165万円でございます。

以上で会計課所管の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○川村委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

入替えのため、暫時休憩いたします。

午前10時07分休憩

午前10時07分再開

○川村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、環境推進部環境政策課所管の審査に入ります。

歳入、歳出予算と続けて説明願います。

環境政策課長大内光広君。

○大内環境政策課長 まず、歳入について説明させていただきます。

25ページをお開きください。

14款使用料及び手数料、2項手数料、2目衛生手数料の3節畜犬登録等手数料220万円でございます。畜犬登録手数料及び畜犬注射済票手数料を計上するものでございます。

次、34ページを御覧願います。

16款県支出金、2項県補助金、3目衛生費県補助金の1節保健衛生費補助金の一番下に

なります。自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金265万円でございます。こちらは、住宅における再生可能エネルギーの活用促進を図ることを目的に、県が実施する補助金でございます。

歳入については以上でございます。

次に、歳出の主なものにつきまして説明いたします。

129ページを御覧願います。

4款衛生費、1項保健衛生費、5目環境衛生費、予算額2億2,546万9,000円のうち、環境政策課分といたしまして3,321万8,000円を計上するものでございます。動物愛護事業や公害防止推進事業、環境アクションプラン促進事業及び脱炭素社会実現事業等に要する費用でございます。節別の主なものとしまして、10節需用費の消耗品費は、狂犬病予防注射や環境寺子屋事業及び脱炭素社会実現事業で使用する消耗品の購入費でございます。

次の130ページを御覧願います。

12節委託料になります。2段目の公害測定・分析委託料321万6,000円は、県から権限移譲された水質などの公害を未然防止するための環境測定に係る費用でございます。特定施設を有する工場事業所の排水の水質分析業務、ダイオキシン類の地下水土壌調査業務、公共用水域水質測定業務、地下水分析測定業務のほか、河川と地下水におけるP F O S・P F O Aの監視測定業務と、法定委託事務の自動車騒音測定業務を実施するものでございます。

次の特定外来生物駆除業務委託料59万4,000円は、特定外来生物に指定されているアライグマによる被害に対応するため、事業者へ駆除するためのわなの設置、回収、処分などを委託する経費でございます。

その下、水質検査委託料85万6,000円につきましては、生活環境の保全に関する環境基準の適合状況を把握するために、毎年実施している市内の河川18か所と池沼5か所の水質調査を委託する経費でございます。

続きまして、18節負担金補助及び交付金につきましては、クリーンアップひぬまネットワーク負担金43万7,000円と、次の131ページになります。2段目の霞ヶ浦問題協議会負担金17万円でございます。酒沼、霞ヶ浦の水質保全のための負担金で、それぞれ各協議会において事業を見直し、予算の削減が図られたものでございます。

補助金の主なものとしまして、一番下の犬及び猫の不妊・去勢手術補助金100万円は、飼い主に対して動物愛護と適正飼養について意識高揚を図り、犬猫の無秩序な繁殖を抑制するもので、周囲に対する危害や迷惑の防止を図ることを目的に実施するものでございます。

132ページを御覧願います。

2段目の蓄電池・太陽光発電設置補助金1,219万円は、市民に対して太陽光発電システムや蓄電システムを利用した再生可能エネルギー導入を促すことで、市内における二酸化

炭素排出量を削減するとともに電気の地産地消の推進を図り、災害にも強い社会の構築と、脱炭素社会の実現を目指すために補助するものでございます。

環境政策からは以上でございます。よろしく願いいたします。

○川村委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

大関委員。

○大関久義委員 何ページでしたっけ、狂犬病予防の部分なのですが、狂犬病の予防接種、地域地域回ってやっていると思うのですが、それらは地区ごとに、獣医たちの依頼は地区ごとに行っているのか。それとも、同じ方が全部回ってやっているのか。それと、対象になる、登録されている市内での犬の数、狂犬病を予防する、そのときの犬の数、それから狂犬病予防接種は市のほうでやっていると思うのですが、個人で獣医に来て、やって、それでまた登録する場合があると思うのですが、その辺のところを分かっていたらお聞きしたいというふうに思います。

同時に、犬猫の避妊のための予算100万円計上されておりますが、昨年度の実績があれば、お伺いしたいと思います。

以上2点。

○川村委員長 環境政策課長大内光広君。

○大内環境政策課長 ありがとうございます。

まず、集合注射についてですが、毎年年度初め、4月に友部地区、岩間地区、笠間地区と実施しているところです。こちらにつきましては、獣医師の協力を得るために県の獣医師会のほうに依頼をさせていただきまして、毎日獣医師2名が対応していただいているところです。そのうち1名は、必ず市内の獣医師が立会いをしていただいております。そのほかは市内の獣医師、または水戸地区ですかね、県央地区の獣医師が一緒に対応していただいているところでございます。

犬の登録の頭数ですが、令和6年度時点での数字で申し上げます。登録頭数が4,424頭になります。こちらの不妊・去勢の率としましては、30.7%が実施されているところでございます。

○大関久義委員 30.7%というのは、どういう意味。

○大内環境政策課長 登録の4,424頭に対しまして、これの30.7%が不妊・去勢を実施していただいているという状況でございます。

あと、手術の実績でございます。令和6年度、犬が68頭、猫が231頭、合計で299頭。令和6年度は、今回の補助金を活用して不妊・去勢手術を実施していただいております。

○川村委員長 大関委員。

○大関久義委員 さっきの三十何%という話は、4,424頭のうちの三十何%ということで

あったんですが、そうすると犬で言うとも68頭ということで、30%と言うとも68頭になるの、ね。だから、猫は登録してないと思うんです。だから、そのパーセントというのは、ちょっとどういう計算でその数字になっているのかちょっと分からないんですが、その辺のところをひとつお願いしたいということと、それから猫の場合、いわゆる猫とも、犬もそうなのですけれども、全額市の負担なのか、それとも個人負担があるのか、その辺のところも含めてお伺いしたいと思います。

それと、132ページの蓄電池・太陽光発電設置補助金ということで、1,210万円が計上されております。これらについて、どのように展開していくのか。利用される制限等々について、お伺いしたいと思います、含めて。

○川村委員長 環境政策課長大内光広君。

○大内環境政策課長 まず、先ほどの不妊・去勢率の30.7%についてでございます。

犬についての不妊・去勢率を示しております、畜犬登録数4,424頭に対しまして、既に実施しているものも含めて1,359頭が不妊・去勢手術を実施しているということで、このパーセントが30.7%になってございます。

補助金につきましては、犬が雄雌関係なしに2,000円、猫は雄猫が3,000円、およそ猫が4,000円を補助しております、実績から申しますと、大体手術費用、猫で申しますと1万5,000円程度かかっておりますので、5分の1とか4分の1とか、そういった費用の補助になってございます。

続きまして、蓄電池と太陽光の補助金につきましてはですが、こちらは太陽光設備につきましては限度額が8万円で、1キロワット当たり2万円で、限度額が8万円なので、4キロワットまでの補助を実施しているところでございます。

蓄電池に関しましては、設備導入費用の3分の1、上限が15万円となっております。収入で御説明いたしました、県からの補助金が5万円ございますので、市が10万円、県が5万円ということで、15万円の補助という形で実施をさせていただいているところでございます。

○川村委員長 大関委員。

○大関久義委員 去勢とか不妊とかという、そういうもので大体4分の1から5分の1程度の補助率かなあということであります。そして、また全体、犬の中では全体で1,300頭ぐらいのものが既にこの処置をしているというようなお話ありました。やはり、こういうことも地道にやっていかないと、いわゆる殺傷されるようなものにつながっていくと思いますんで、これからも地道にやっていただきたいなというふうに思いますんで、よろしくお伺いしたいと思います。

それと、蓄電器に関してちょっとお尋ねしたいんですけれども、現在施工をしている、太陽光を屋根に施工をして、発電施設を施工している方、以前に笠間市で補助金を出しておりました。市独自でやっておりました。そういうものも利用された方も利用されなくて

自費でやった方も、蓄電池のものは利用が可能なのですか、その辺のところをちょっとお尋ねしたい。

○川村委員長 環境政策課長大内光広君。

○大内環境政策課長 おっしゃるとおり、蓄電池に関しましては、この市からの補助というのは蓄電池が必須でございます。既にある既存の太陽光に蓄電池を設置する場合でも補助の対象としまして、逆に太陽光のみの場合には補助はしていません。そういう状況でございます。

○川村委員長 大関委員。

○大関久義委員 補助金使った方も使わない方も、大丈夫ですか。

○川村委員長 環境政策課長大内光広君。

○大内環境政策課長 以前の補助は、平成22年から平成27年までやっていた補助がございしますが、こちらは太陽光を普及するだけで自家消費するためのものではなかったもので、そもそも今やっている自家消費のための補助とは目的が違いますので、以前にその補助を使って入れた方に対しても、今の補助であれば対象としております。ただ、今回の今やっている補助に関しましては、令和4年度から実施しておりますが、それを一度使った方というのは対象外になります。

○川村委員長 ほかにありませんか。

河原井副委員長。

○河原井信之委員 ページ数ちょっと分からなくなっちゃったんですけども、アライグマの駆除59万4,000円ですか。その、どの辺の地域でアライグマが発生しているのか。アライグマの数はどの程度いるのか、教えてください。

○川村委員長 環境政策課長大内光広君。

○大内環境政策課長 アライグマに関しましては、もう市内全域で目撃されておまして、被害も全域で出ているような状況でございます。家庭菜園とかそういったところが主で、実際には被害に遭われている方と、あとイノシシなんか今、有害駆除を実施しておりますが、そういったところで餌を食べられてしまうとか、そういった被害も出ているところがございます。

○川村委員長 河原井副委員長。

○河原井信之委員 数はどの程度だったのかというのを、ちょっと。

○川村委員長 環境政策課長大内光広君。

○大内環境政策課長 令和6年度で申しますと、18頭捕獲しまして、処分をさせていただきました。今年度につきましても、既に13頭捕獲して、処分をしているところです。

○川村委員長 河原井委員。

○河原井信之委員 金額の内訳と何でこんなに増えちゃったのか、お願いします。

○川村委員長 環境政策課長大内光広君。

○大内環境政策課長 まず、委託の金額の内訳ですが、まずわなの設置で6,000円。そこにアライグマがかかってもかからなくても、ある一定期間、1週間とかで引き上げさせていただきますので、その回収で6,000円、かかった場合の処分費用として6,000円でございます。

実際になぜ増えたかというところを申しますと、県南地区、茨城県で申しますと県南地区で最初にどんどん増えてしまっている状況でした。それがどんどん今北上してきて、県内でもほぼ全域でアライグマが目撃されているような状況でございます。

県のほうでも一般の方たちに対して講習会を開いてまして、特定外来生物なので狩猟免許が必要なく、講習を受ければ捕獲して処分することができるというものなので、笠間市内でも10名以上の方講習を受けて、個人でアライグマに関しては捕獲されている方もいるような状況でございます。

○川村委員長 河原井委員。

○河原井信之委員 しっかりと継続して、これ以上増えないように、お願いいたします。

○川村委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

入替えのため、暫時休憩いたします。

午前10時29分休憩

午前10時30分再開

○川村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、資源循環課所管の審査に入ります。

歳入、歳出予算と続けて説明願います。

資源循環課長成田 崇君。

○成田資源循環課長 どうぞよろしくお願い申し上げます。

議案書22ページをお開き願います。

初めに、歳入予算について御説明申し上げます。

表の上段でございます。13款分担金及び負担金、1項負担金、3目衛生費負担金、2節清掃費負担金1,173万5,000円は、笠間・水戸環境組合解散に伴う水戸市との負担協定に基づくもので、第1期最終処分場の管理運営に係る経費について水戸市に応分の負担をいただくものでございます。

続きまして、23ページをお開き願います。

ページの中ほどでございます。14款使用料及び手数料、1項使用料、3目衛生使用料1節福ちゃんの森公園施設使用料81万4,000円は、福ちゃんの森公園におけるバーベキュー施設やドッグランなど、有料施設の使用料や自動販売機設置等に係るものでございます。

続きまして、25ページをお開き願います。

ページの中ほどでございます。14款使用料及び手数料、2項手数料、2目衛生手数料、1節塵芥処理手数料1億8,877万1,000円でございますが、主なものといたしまして、一般廃棄物処理手数料7,300万円は、日常排出されるごみの処理に係る手数料でございます。市指定の可燃ごみ袋や不燃ごみ処理券の購入をもって、市民の皆様に御負担いただいているものでございます。

また、その二つ下の段、粗大ごみ処理手数料150万7,000円は、事前予約制となっております粗大ごみの処理に当たり手数料として、粗大ごみのサイズに応じ、御負担いただくものでございます。

また、その下の段、環境センター塵芥処理手数料（事業系）1億10万4,000円でございますが、事業系ごみの処理に係る手数料としまして、環境センターへの搬入量に応じ、事業者の方に御負担いただいております。

さらに、その下の段、環境センター塵芥処理手数料（家庭系）1,414万円でございますが、家庭系ごみの持込みに当たり処理に係る手数料として、搬入量に応じ、市民の方に御負担いただいているものでございます。

続きまして、37ページをお開き願います。

17款財産収入、1項財産運用収入、2目利子及び配当金、1節利子及び配当金1億1,038万7,000円のうち、資源循環課所管分でございます。

上から10段目でございます。福田地区地域振興整備基金利子492万円でございますが、福田地区の生活環境の保全及び、地域振興を図ることを目的としました当該基金の利子について、計上するものでございます。

その下の段でございます。廃棄物処理推進基金利子336万3,000円でございますが、廃棄物処理施設の建設及び更新等に係る経費、さらには地方債償還に充当することなどを目的としました当該基金の利子について、計上するものでございます。

続きまして、39ページをお開き願います。

下から2段目でございます。19款繰入金、2項基金繰入金、5目福田地区地域振興整備基金繰入金、1節福田地区地域振興整備基金繰入金6,836万4,000円でございますが、エコフロンティアかさま対策に係る事業経費に充当するため、基金より繰入れを行うものでございます。

続きまして、43ページをお開き願います。

21款諸収入、4項雑入、5目雑入、2節雑入3億9,919万2,000円のうち、資源循環課所管分でございますが、ページ替わっていただきまして、44ページでございます。下から8段目、コンテナ売払代金47万2,000円から不法投棄未然防止事業協力助成金290万7,000円まで、総額9,527万6,000円について計上するものでございます。

続きまして、132ページをお開き願います。

歳出予算の主なものについて御説明申し上げます。

ページの下段を御覧ください。4款衛生費、2項清掃費、1目清掃総務費3億2,301万5,000円のうち、資源循環課所管分といたしまして、職員人件費等を他課所管分を除く1億3,281万円を計上するものでございます。ここに計上しております主な事業でございますが、環境不法行為監視事業やゆかいふれあいセンター運営事業などがございます。

節別の予算でございます。1節報酬1,374万2,000円は、環境不法行為事案に対する指導、是正に当たります廃棄物管理監2名と、日常的な廃棄物の不法投棄の巡回監視及び回収に当たる作業員2名に係る報酬でございます。

続きまして、133ページをお開き願います。

ページの中ほどでございます。10節需用費、修繕料662万9,000円でございますが、ゆかいふれあいセンタープール浴室における設備等の経年劣化に伴う消耗部材の交換及び設備修繕に係る経費でございます。

続きまして、134ページをお開き願います。

ページの上から2段目でございます。12節委託料、ゆかいふれあいセンター指定管理料8,620万円でございますが、当該施設につきましては令和8年度から令和12年度まで指定管理による運営を継続するとしておりまして、管理運営に係る経費に対し、指定管理料として計上するものでございます。

続きまして、17節備品購入196万3,000円でございます。これは、不法行為監視カメラの購入や、ゆかいふれあいセンタープール利用に伴う補助用具等の購入に係るものでございます。

続きまして、18節負担金補助及び交付金31万2,000円のうち、環境美化推進協議会補助金15万円でございますが、これは住みよい環境づくりの実現を目指し、岩間地区住民等が自発的に率先して実践されておりますクリーン作戦等の環境美化活動に対し、事業費の一部を補助するものでございます。

さらに、その下の段、ごみを考える会バス借上補助10万円でございますが、当該団体はごみの減量化、資源化の啓発活動による市民意識と行動変容の促進に取り組む友部地区住民を中心とした団体でございます。構成員及び市民の知見や意識向上に向けた先進事例視察研修に係る経費の一部に対し、補助するものでございます。

続きまして、2目塵芥処理費でございますが、11億1,085万円を計上するものでございます。ここに計上しております事業でございますが、分別収集事業をはじめ、環境センター整備事業、諏訪クリーンパーク最終処分場管理運営事業、さらには一般廃棄物施設設置に伴う地域振興事業などがございます。

節別の予算でございますが、135ページをお開き願います。

ページの中ほどでございます。10節需用費、修繕料1,541万1,000円でございますが、このうち1,130万8,000円は、環境センターにおける焼却、排ガス、粗大ごみ設備などに設置

する空気圧縮機の部品交換、計量器システム等受入れ供給設備の修繕及び、給排水設備におけるろ過材の交換等、経年劣化による定期的な修繕を行うものでございます。また、同じく修繕料のうち、410万3,000円でございますが、第1期最終処分場における浸出水処理設備の経年劣化等に対する定期的な修繕を行うものでございます。

続きまして、12節委託料6億2,908万1,000円でございます。

136ページをお開き願います。

上から3段目、指定ごみ袋製造業務委託料2,923万4,000円でございますが、市指定の可燃袋の作成及び取扱い店舗への在庫補充等、配送に関する業務に係る経費について、計上するものでございます。

続きまして、二つ下の段でございます。一般廃棄物収集運搬委託料4億1,189万5,000円でございますが、地域の集積所に出された家庭ごみや資源物の収集運搬に関する経費並びに緊急時の外部処理に係る運搬経費について、計上するものでございます。

続きまして、二つ下の段でございます。公害測定・分析委託料880万円でございますが、環境センターにおける公害分析測定及び周辺地下水の水質に関する経費について、計上するものでございます。

さらに四つ下の段でございます。ごみ焼却施設運転管理業務委託料1億46万6,000円でございますが、環境センターの焼却施設の運転管理業務に係る経費でございます。焼却処理に関するクレーンをはじめとする各種設備の操作、機器の監視、保守点検、さらには軽微な補修等に係る経費でございます。

さらに三つ下の段でございます。水質等検査業務委託料1,072万5,000円でございますが、第1期最終処分場及び第2期最終処分場における浸出水、処理水及び周辺地下水の水質検査等の経費について、計上するものでございます。

続きまして、さらに二つ下の段でございます。環境センター設備改良検討業務委託料2,948万円でございますが、本業務は2か年度にわたるものでございまして、現在進めております環境センターの基本情報や修繕履歴等の整理に続き、2年目となります令和8年度は施設の健全調査、診断、基幹改良の範囲検討、概算事業費の算出、さらには延命効果の比較検証などに係る経費について、計上したものでございます。

続きまして、137ページをお開き願います。

14節工事請負費、防犯設備設置工事費239万8,000円でございますが、廃棄物処理施設設置に伴う環境センター環境保全会の要望となる地域内の交差点における防犯カメラの設置に関する経費について、計上するものでございます。

続きまして、その下の段、焼却施設補修工事費1億5,516万7,000円でございますが、ごみクレーンや灰クレーンの定期的な点検、煙突の清掃、点検をはじめ、焼却炉内の耐火構造物など燃焼設備の経年による消耗、摩耗品の交換、腐食等経年劣化の箇所の補修等に係る経費でございます。

続いて、粗大ごみ処理施設補修工事費4,325万5,000円でございますが、粗大ごみを破砕処理する設備におきまして、経年劣化により摩耗した部品の交換、修繕等を行う経費でございます。

さらにその五つ下の段、環境センター地域振興整備補助金460万2,000円でございますが、地元要望事項に対する地域振興事業としまして実施するもので、協議会の運営補助のほか、柏井区、柏井団地区公民館の畳替えなど公民館改修事業に対し、協議会を通じて補助するものでございます。

また、下の段でございます。諏訪クリーンパーク地域振興整備事業補助金1,939万5,000円でございますが、地元協議会運営補助のほか、上町公民館改築に係る経費に対し、協議会を通じて補助するものでございます。

続きまして、138ページをお開き願います。

3目し尿処理費、18節負担金補助及び交付金2億3,258万1,000円は、し尿浄化槽汚泥の共同処理に係る組合運営及び処理に係る経費として、各一部事務組合に対する負担金について計上するものでございまして、令和8年度組合予算につきましては各組合議会において先般御承認をいただいたものでございます。

そのうち、茨城県央環境衛生組合負担金4,436万8,000円でございますが、組合運営に係る経費のほか新処理施設整備に係る生活環境影響調査、さらには施設の整備、運営等の事業者選定に向けた基本設計等の業務支援に係る経費について、応分の負担をするものでございます。

続いて、4目エコフロンティアかさま対策費1億4,122万8,000円でございますが、ここに計上しております主なものは、福田地区の地域振興に資する事業としまして対策協議会に対する補助のほか、地区内道路等補修に係る経費、福ちゃんの森公園管理運営に係る事業、さらには一般財団法人環境保全事業団から交付されております地域振興交付金及び基金利子の積立て等について、所要の額を計上するものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○川村委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

西山委員。

○西山 猛委員 一番最後に出てきましたけれども、福田地区の地域振興整備基金の用途なのですけれども、もろもろあるでしょうけれども、前年度と同等かな。前年度と大体同じぐらいなのですか。道路整備なんかも含めて、まさに地域の身近なところ整備の割合ってどのぐらいですか、この全体の、この予算額の。

○川村委員長 資源循環課長成田 崇君。

○成田資源循環課長 地区内の道路整備に関する予算は、全体の大部分を占めてございま

して、金額で、申し訳ありません、少々お待ちください。

○川村委員長 暫時休憩します。

午前10時47分休憩

午前10時47分再開

○川村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

資源循環課長成田 崇君。

○成田資源循環課長 6,815万3,000円のうち、6,000万円ちょうどでございます。

○川村委員長 西山委員。

○西山 猛委員 それは、道路のみですか。

○川村委員長 資源循環課長成田 崇君。

○成田資源循環課長 道路と拡幅等が生じた場合の公有財産、それから測量費含めて、全て道路関係でございます。

ただ、この事業につきましては、地区から具体的な要望がなかった場合、執行しないということもあり得るものではございます。

以上でございます。

○川村委員長 ほかにございますか。

大関委員。

○大関久義委員 議案書で言うと138ページですけれども、環境の組合に負担金をやってくるんですけれども、筑北が今度、何年か先に閉鎖になるんでしょう、閉鎖というか、笠間市が脱会する。そういうときに、22ページ、水戸市より応分の負担があった。一応金額が1,173万円だっけか、というものは計上されているんですが、筑北をやっぱり離れるときは同じぐらいの負担はあるのかないのか。考えられる中でいいんですけれども、そういうものを試算しているかどうか。まずは、それを一つお伺いしたいと思います。

それと、133ページのプールの修繕ですか、ゆかいふれあいセンターの、それが計上されております。134か、663万円か、これはどういうようなものをするのか。この後ろです。それと、委託料が134ページ、やっぱりゆかいふれあいセンターの上がってますんで、これはゆかいふれあいセンター、新しい施設を造る場合、年数は今回、指定管理をした年数でいいのか、それともそれを下回るのか、その辺のところはどういうように考えているのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○川村委員長 資源循環課長成田 崇君。

○成田資源循環課長 ありがとうございます。

まず、筑北環境衛生組合の解散に関するところでございますけれども、御意見ございましたとおり、今行っている県央環境衛生組合への処理施設が完成し、稼働が開始し、笠間地区がそこに搬入するとなるタイミングが一つ、解散の時期になってくるんだろうと思って

おります。今の県央の計画ですと令和12年度中の稼働というお話でございますので、恐らくその付近、前後になってくるのではないかなと思っております。

解散した場合に、今回水戸市から旧笠間・水戸環境組合の負担金ということで、最終処分場の一部頂いたりしておりますが、それに相当するようなものを今後笠間市で負担しなければならないのかというあたりなのですけれども、この点のどういった経費を負担していくのか、あるいは負担すべきかという、いわゆる事務レベルの協議をまだ実は開始しておりませんので、これはあくまでちょっと想定的な話、私の感覚になるんですけれども、今の筑北環境衛生組合ですと基本的に桜川市の動態にもよると思うんですが、建物を仮に解体するというようなことがあれば、解体費の一部というのはもしかすると求められる、負担しなければならないという想定はあるかなと思います。その金額とかは全く今ちょっとはじいていない状態ですので、申し訳ありません、この程度のちょっと答弁に、内容になってしまいます。

それから、ゆかいふれあいセンターの修繕662万9,000円の内容でございますけれども、これはプールの中に水をろ過する、ろ過機というのがあるんですけれども、そのろ過材、これを毎年度交換しております、そのろ過材にかかるものがおよそ300万円。それから、浴室、お風呂があるんですけれども、そのガラスサッシが経年劣化でちょっと腐食が進んでおりますので、このサッシの交換作業です。これが130万円ぐらいで、そのほかにプールのやはり水を循環させるポンプがあるんですけれども、ポンプのところから一部ちょっと、軽微なのですが、若干漏水が見られるということで、点検を兼ねた修繕ということで、以上三つを想定してございます。

それから、指定管理料のところ、ゆかいふれあいセンターの運営のところなんですけれども、この新設というのは、環境センターを仮に新設した場合という……。

○大関久義委員 いや、5年なら5年の契約やっているんでしょ。それは、新しくなるまで想定しているわけなんだけれども、それは年度は、それと整合性はあるのかという。

○成田資源循環課長 承知しました。失礼いたしました。

ゆかいふれあいセンター、先ほど申し上げましたとおり、令和8年度から令和12年度までの5年間ということで、今回指定管理のほうをお願いしております。

環境センターのほうの整備事業でございますが、これまた今回やっております調査の結果等々を踏まえ、詳細な工程出てくるんだろうと思っておりますけれども、仮に延命化となったとしても、恐らく発注までに事業者の選定的なものの検討で、およそ1年程度で延命の工事が、ほかの事例を見てますとおおよそ3年ぐらいが今平均だと言われてますので、3年。そうしますと、令和9年から、令和9年、令和10年、令和11年、令和12年ですので、ちょうどそのぐらいなのかなと。

仮に、新設となった場合なのですけれども、恐らく事業者選定が、以前検討していたときもそうなのですけれども、1年半から2年ぐらいって見ております。工事のほうも現在

の様子を見てますと、やはり5年、4年から5年ぐらいかかっていると思いますので、新設になった場合にはゆかいふれあいセンターとの、ちょっと指定管理の調整という、年数の調整というのは出てくるのではないかなというふうに思っております。

まずは、この5年間、指定管理でやっていきたいということでございます。

以上でございます。

○川村委員長 大関委員。

○大関久義委員 それでは、136ページのごみ袋とかコンテナの製造、依頼をしております。これ、ごみ袋だけで2,923万円の計上があるんですけども、これは市内の業者でできるのかできないのか。今、入札かけていると思うんですが、市内の業者が発注を受けているのかも含めて、お伺いいたします。よろしく申し上げます。

○川村委員長 資源循環課長成田 崇君。

○成田資源循環課長 指定ごみ袋の製造に関しましては、昨年度の実績で申し上げますと、指名競争でやらせていただいております。指名自体は市外の業者も入っております。ただ、現在契約している事業者は、市内の事業者ということになってございます。

以上でございます。

○川村委員長 大関委員。

○大関久義委員 同じく、ごみ集積ボックス設置の予算が、これは幾らでもないんですが、150万円ぐらいですか、あるんですけども、これは集積所を設置したいというような要望に対して補助をしていると思うんですけども、年間の要望、いわゆる補助金を申請してくる件数と補助率、併せてお願いいたします。

○成田資源循環課長 すみません、少しお待ちいただいてもよろしいでしょうか。

○川村委員長 暫時休憩して、11時5分まで休憩いたします。

午前10時58分休憩

午前11時05分再開

○川村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

資源循環課長成田 崇君。

○成田資源循環課長 大変失礼いたしました。

ごみ集積所ボックスの設置補助金に関するものでございまして、地元といいますか、地域からの要望に応じまして、申請いただいて、補助しているというものでございます。

昨年度の令和6年度実績が、19件でございます。内訳としては、新設が15件、修繕改築も対象としておりまして、修繕改築が4件でございます。限度額は10万円で、設置、改築費の3分の2を補助させていただいております。

今年度につきましては、2月末時点となりますが、全体で16件ございまして、新設が10件、修繕改築が6件ということでございます。基本的に申請までであったものについては全

て補助しているという状況でございますが、地元からの要望があったもので、今年度ですと1件あって、それも補助対象ということで補助させていただいたというところでございます。

以上です。

○川村委員長 ほかにございますでしょうか。

田村委員。

○田村幸子委員 134ページなのですけれども、上から3行目の大郷戸清掃センター跡地水質検査業務委託料247万5,000円というのがございますが、これは今までにも行っていたのか。何回ぐらい行っていたのか。また、水質とかの状況などはどうなのかが分かれば、お願いしたいと思います。

○川村委員長 資源循環課長成田 崇君。

○成田資源循環課長 大郷戸清掃センター跡地の水質検査につきましては、閉鎖後、施設の遮水工法というもので、いわゆる封じ込めの対策をさせていただきまして、これがすみません、ちょっと私の記憶が曖昧なのですが、平成22年頃だったかなというふうに記憶してございます。その後、地元とのやっぱり話合いの中で、周辺の地下水ですとか、あるいは民家の、希望があった方だったと思いますけれども、井戸水ですとか、隣接の鍋田池という池があるんですけれども、そちらの泥土って、池の底の泥の状況とか、そういったものを継続して、検査、毎年度やっているというところでございます。

水質検査の結果でございますけれども、基本的には不検出というのがほとんどの項目で出ておりまして、ただフッ素が一部ちょっと基準を超えているような状況でございます。あと、鉛ですかね。ただ、これは過去出たときがあって、令和7年度は未満というようなところにもなってますかね。

以上でございます。

○川村委員長 田村委員。

○田村幸子委員 もう一つよろしいでしょうか。同じく、134ページなのですが、196万3,000円の不法行為監視に関する予算なのですが、これは具体的に、どのような場所に、どのような形で行っていくのでしょうか。備品購入費のところですか。

17節備品購入費196万3,000円が、ちょっと説明の中では、私が聞こえたのは不法行為監視のために使われるというようなことを聞いたんですけれども、これはどのような。

○川村委員長 資源循環課長成田 崇君。

○成田資源循環課長 こちらにつきましては、廃棄物の不法投棄事案、もしくは不適正残土なんかの投棄事案などの現場で活用しておりまして、やはりいずれもその犯罪といいますか、いわゆる法律違反というところになってきますので、そこの抑止であったりとか、あるいは行為者の特定などにつなげるために短期的なものの設置になるんですけれども、そういうもので設置させていただいております。

近年のちょっと傾向としましては、どちらかといいますと、市内の集積所のところで、どうも地区外の方が、つまり分別が、よく笠間のルールではない形で出されていて、どうしてもやっぱり地区の人間とは思えないというところで、夜間なんかには部外者、もしかしたら市外の方かもしれませんし、そういうものが投棄されてしまって収集できないですとか、そういったものがちょっと散見されておりまして、市内の集積所なんかにも、ちょっと場所は申し上げにくいんですが、設置しているものもございます。

以上でございます。

○川村委員長 田村委員。

○田村幸子委員 そういった市民の方から通報とか何かあったときに、そのような予算の中で使われて、監視というか、するということなのですね。

○川村委員長 資源循環課長成田 崇君。

○成田資源循環課長 そのとおりでございます。

通報の経路としましては、やはり市民の方、もしくは先ほどの集積所なんかですと区長とか班長からの御相談とか、あとは関係機関からの情報というようなところで、個別に対応している状況でございます。

○川村委員長 田村委員。

○田村幸子委員 最後にもう1個だけ。といいますと、例えば山の中とか森林などに大きなものを捨てていくとか、そういったものとはまた別に、ここの先ほどおっしゃったような、不適切残土であるとかそういったものに、どちらかという、ちょっと環境に、本当に危険のあるようなものに関するあれですかね、監視ですかね。

○川村委員長 資源循環課長成田 崇君。

○成田資源循環課長 双方になるかと思えます。例えば、林道ですと、同じ市役所ですけれども農政部門からそういった通報を受けて、片づけ自体はどうしてもその土地の方、所有者あるいは市であれば農政部門が対応するというにはなるんですけども、それと同時に、そういう行為を働いた方に対して是正、指導。本来撤去を求めるべきは行為者の方ですので、その特定等に活用するために監視カメラを短期的にちょっと設置して、市内いろいろなところがございますので、箇所が広がっていってしまうとなかなか保有台数がちょっとなくなってしまうたりするので、あとは故障とかもございますので、定期的に購入して補充しているという、そういう状況でございます。

○川村委員長 ほかにありませんか。

河原井副委員長。

○河原井信之委員 134ページが一番上のクリーン作戦ごみ収集運搬委託料なんですけれども、225万1,000円ですけれども、私の認識が足りなかったらあれなんですけれども、私が住んでいる行政区では、ごみ、空き缶全部自分たちで処分しちゃっていて、おっきな面の草刈払いというのは刈りっ放しでそのままなので、費用はかからない、ないんです

けれども、200万円以上の運搬をするということはたくさんのごみが発生してるということだと思うので、それはどういったケースのものなのか、ちょっと教えてください。

○川村委員長 資源循環課長成田 崇君。

○成田資源循環課長 これ、クリーン作戦ごみ収集運搬ということで年3回、この間ですと3月1日に実施したものでございますが、各地区ごとでそれぞれ市内一斉クリーン作戦ということでアナウンスをさせていただいております、笠間地区、友部地区、岩間地区それぞれ地域でちょっとやり方が異なるところもあるんですけれども、地域で集まって、その日午前中のうちに拾った不法投棄物はここの集積所に置いてくれとか、場所を地区ごとに設定しております、それを当日中に回収するという、その費用を計上させていただいているものでございます。

以上でございます。

○川村委員長 河原井委員。

○河原井信之委員 私たちのところでは自分たちで処理しちゃってるんで、そういう形なのですね。すみません、私の認識が足りなかったです。

○川村委員長 資源循環課長成田 崇君。

○成田資源循環課長 そうですね、地域の何ていうんでしょう、自主的にやられてるものということになりますと、ちょっと要御相談というところがあるかなと思うんですけれども、少なくとも年3回ですか、こちらで指定させていただいてるお日にちに合わせていただければ、この収集で回ることも可能なのではないかなと思いますので、もしよろしければ、すみません、後でちょっと御相談いただければと思います。

○川村委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

入替えのため、暫時休憩いたします。

午前11時14分休憩

午前11時15分再開

○川村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議会事務局所管の審査に入ります。

歳入、歳出予算と続けて説明願います。

議会事務局次長石井 謙君。

○石井議会事務局次長 議会事務局分について御説明をいたします。

歳入はございませんので、歳出のみとなります。

予算書のほう、51ページを御覧ください。

1款1項1目議会費、予算額は2億6,585万6,000円で、前年度比273万4,000円の減とな

っております。

それでは、主なものについて御説明をいたします。

初めに、52ページになります。

上から、8節旅費626万9,000円のうち、費用弁償546万2,000円は、常任委員会及び特別委員会などの会議出席のための費用弁償と、各委員会が実施する行政視察のための費用が主なものでございます。

2段下になります。普通旅費72万6,000円は、議長会の会議や行政視察等に随行する職員分の旅費を計上しております。

次に、10節需用費491万4,000円のうち、印刷製本費427万9,000円は、定例会の会議録及び議会だよりの印刷費を計上しております。

次に、11節役務費62万5,000円のうち、通信運搬費61万4,000円は、議員及び事務局職員合わせて計29台分のタブレット端末に係る通信料を計上しております。

次に、12節委託料1,791万4,000円は、本会議並びにホームページで公開を行っております委員会の会議録作成委託料684万円、また字幕配信を含めた本会議の議会映像中継・録画配信業務委託料1,087万6,000円でございます。そのほか、傍聴者車いす用階段昇降機保守点検委託料として19万8,000円を計上しております。

次に、13節使用料及び賃借料69万1,000円のうち、3段目になります。機器使用料10万1,000円は、給茶機の使用料。次に、2段の下のソフト使用料32万4,000円は、モアノートのクラウドライセンス使用料でございます。

次に、53ページになります。

18節負担金補助及び交付金984万6,000円の主なものは、全国、関東、茨城県、県西の議長会の負担金、そのほか一番下の段、政務活動費交付金として880万円を計上しております。

以上が議会事務局所管分でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○川村委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

ただいま審査いただきました、議案第20号 令和8年度笠間市一般会計予算については、3月17日の予算決算委員会全体会で報告することになります。

報告書の作成に当たり、委員の皆様の御意見を伺いたいと思います。

ここで自由討議に入りたいと思います。

御意見ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 では、ないようですので、それでは自由討議を終わりにします。

以上で総務企画分科会に付託になりました、議案第20号 令和8年度笠間市一般会計予算の審査は終了いたしました。

昨日と今日の2日間、御審議いただきました審議の経過については、3月17日の予算決算委員会全体会で御報告いたします。

なお、報告書の作成については、委員長に一任させていただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 御異議ございませんので、委員長に一任させていただくことに決定いたしました。

以上をもちまして、総務企画分科会を閉会いたします。

2日間、大変にお疲れさまでした。

すみません、1点ございまして、昨日、諮問第1号の審査請求に関する諮問についての答申案の件なのですけれども、令和8年2月25日付で諮問が提出されているのですが、答申に関して、地方自治法第229条第3項ですと、20日以内に答申することになっています。3月19日の最終日では、間に合わなくなってしまいます。この規定に準じることができなくなります。3月13日の一般質問の3日目に議事日程に追加していただくんですが、これは3月11日に議会運営委員会を開いていただいて議事日程に追加していただくことになるんですが、そこで委員長報告になると思います。でないと、地方自治法第229条第3項の規定に反することになってしまいますので、そんな形になりますので、よろしく願いいたします。

あとはないので、以上で終わりにいたします。

午前11時20分閉会